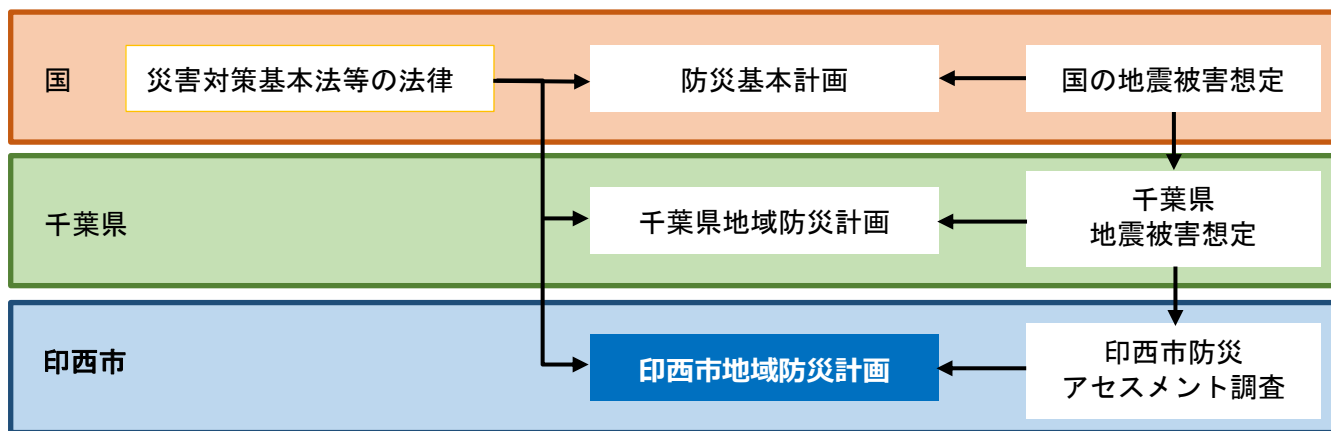


印西市地域防災計画 [改訂の概要] (案)

印西市地域防災計画とは？

印西市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、印西市防災会議が作成する計画です。

本計画は、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務または業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的としています。



地域防災計画の構成

印西市地域防災計画の構成は、下表のとおりです。災害時に行うべき対応について、地震災害を対象とした「震災編」、台風や豪雨などを対象とした「風水害等編」、大規模事故を対象とした「大規模事故等編」で構成しています。また、計画に関連する資料、様式などを「資料編」として整理しています。

編	章	
震災編	第1章	総則
	第2章	災害予防計画
	第3章	災害応急対策計画
	第4章	災害復旧計画
附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	—	
風水害等編	第1章	総則
	第2章	災害予防計画
	第3章	災害応急対策計画
	第4章	災害復旧計画
大規模事故等編	第1章	総論
	第2章	大規模事故対策計画
資料編	—	

印西市地域防災計画の改訂について

印西市では、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和元年10月25日の大雨・暴風により、人的被害、建物被害、ライフライン被害等が発生しました。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を踏まえた災害対応（避難所運営、り災証明書の発行等）の重要性も増してきています。

このような災害等を教訓として改正された国、県の上位計画等を反映するとともに、平成23年度以来実施した防災アセスメント調査による最新の知見に基づいた被害想定調査結果等を踏まえ、印西市地域防災計画の改訂を行いました。

主な改訂のポイント

- 令和2・3年度防災アセスメント調査による被害想定結果等の反映**
 - 令和2・3年度防災アセスメント調査による最新の知見に基づいた被害想定調査結果等を反映
- 関連法・上位計画等との整合**
 - 災害対策基本法、防災基本計画、千葉県地域防災計画、防災に関する指針等との整合
- 近年の大規模災害等を踏まえた修正**
 - 本市における令和元年の一連の風水害の被害状況、災害対策状況、新型コロナウイルスを含めた感染症対策を反映
- 時点修正等**
 - 人口等の時点修正や、組織改編による体制および事務分掌の反映、最新の協定等の反映

印西市地域防災計画の主な改訂内容について

① 令和2・3年度防災アセスメント調査による被害想定結果等の反映

- ◆ **想定する地震の更新（震災編第1章第4節）**
 - 令和2・3年度に実施した防災アセスメント調査及び県が平成26・27年度に実施した千葉県地震被害想定調査をもとに、計画の前提条件となる想定地震を「印西市直下地震」、「東京湾北部地震」から「印西市直下地震」、「千葉県北西部直下地震」、「大正型関東地震」へ変更し、被害量等を更新
- ◆ **想定する風水害の更新（風水害編第1章第4節）**
 - 令和2・3年度に実施した防災アセスメント調査及び平成27年の水防法改正に基づき実施された最大規模の洪水浸水想定結果をもとに、被害量等を更新
- ◆ **危険区域に位置する要配慮者施設の見直し（資料編）**
 - 水防法、土砂災害防止法に基づく危険区域に位置する要配慮者施設の見直し

②-1 関連法・上位計画等との整合

- ◆**防災教育、広報の充実**（震災編第2章第1節、風水害編第2章第1節）
 - ・防災教育や市が広報する内容等の項目の記載（避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報等の意味と内容や災害時のとるべき行動についての説明、避難所での感染症対策としてマスク等の携行、飼い主による家庭動物との同行避難等）
- ◆**避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化**（風水害編第2章第2節等）
 - ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務化を記載
- ◆**雪害対策の充実**（風水害等編第2章第5節）
 - ・車両の滞留が発生する前に計画的・予防的な通行規制を行うことを記載
 - ・集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めることを記載
- ◆**避難所対策の記載の充実**（震災編第2章第5節、風水害等編第2章第8節）
 - ・要配慮者や災害から受ける影響及びニーズの男女の違いに配慮することを記載
 - ・ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所の確保、ルール作成、ペット同行避難訓練の実施に努めることを記載
- ◆**県との備蓄情報の共有化**
（震災編第2章第8節、風水害等編第2章第11節等）
 - ・物資調達・輸送調整等支援システムにより備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図るとともに、物資の調達、運用、運送等に関する体制を整備することを追加
- ◆**要配慮者対策の推進**（震災編第2章第7節、風水害等編第2章第10節）
 - ・「印西市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者の範囲を更新、避難行動要支援者に対する個別計画を作成し、避難支援等関係者等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立することを記載
- ◆**避難情報の更新**（風水害編第3章第6節等）
 - ・令和元年から導入された5段階の警戒レベルによる避難情報について記載
 - ・令和3年5月に改正された災害対策基本法により、「避難準備情報」を「高齢者等避難」に修正するとともに、「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」に一本化
- ◆**在宅避難者・分散避難者への支援の充実**
（震災編第3章第6節、風水害等編第3章第6節等）
 - ・在宅避難を継続している避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の分散避難を継続している被災者への支援を追加

②-2 関連法・上位計画等との整合

- ◆**応援職員の受援体制の整備**
（震災編第3章第12節、風水害等編第3章第12節等）
 - ・災害の規模や被災者のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、応援に関する連絡・要請の手順や災害対策本部との役割分担・連絡調整体制等の受援体制を確立することを記載
- ◆**災害救助法の適用基準等の見直し**
（震災第3章第19節、風水害等編第3章第22節）
 - ・災害が発生した場合の災害救助法の適用基準の見直しや、災害が発生するおそれがある場合の適用条件等を記載
 - ・災害救助法の救助項目と市長委任事項を「災害が発生した場合の救助」、「災害が発生するおそれのある場合の救助」で項目を分けて整理し記載

③ 近年の大規模災害等を踏まえた修正

- ◆**令和元年の一連の風水害の被害状況の反映**（風水害等編第1章第4節、資料編）
 - ・本市に大きな影響を与え令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、10月25日の大雨における本市の被害状況や災害対策状況を記載
- ◆**感染症対策の推進**
（震災編第2章第5節、風水害等編第2章第8節、震災編第3章第6節等）
 - ・新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うことや避難所運営において必要となる対策や備蓄物資等について記載

④ 時点修正等

- ◆**経年変化等の反映**（震災編第1章第3節、風水害等編第1章第3節等）
 - ・人口をはじめとした各種統計データの更新
- ◆**組織改編による体制、事務分掌の更新**
（震災編第3章第1節、風水害等編第3章第1節）
 - ・災害対策本部組織図、災害対策本部事務分掌の更新
- ◆**協定の更新**（資料編）
 - ・平成27年修正の計画以降に締結した協定等の更新